

経 済 要 録

国 内

◇平成2年度一般会計予算について

平成2年度一般会計予算は、6月7日、政府原案通り成立した。

◇「一千万円未満の定期性預金の自由化について」の金融問題研究会の中間報告書について

金融問題研究会(貝塚啓明座長)は、5月29日、「一千万円未満定期性預金の自由化について」の中間報告書をまとめた。同報告書では、一千万円未満の定期預金についても極力早期に金利を自由化すべきであるとしており、その手順について、まず現行の小口MMCを大口定期預金の店頭表示金利を基本的な指標とする金額階層別のMMCに改組したうえで、その後、上位の金額階層から順次自由金利に移行するのが適当と述べている。また、郵便貯金の金利決定については、何らかの方法により民間の小口自由金利預金の平均的な金利を算出し、これを基準として郵便貯金金利の上限と定めるべきであるとしている。同報告書の構成は以下のとおり。

はじめに

1. 我が国における預金金利自由化の現状と評価
2. 小口定期預金金利自由化の意義
3. 小口定期預金の性格と自由化後の小口定期預金のイメージ
4. 小口定期預金金利自由化の金融機関経営等に与える影響と対応
5. 郵便貯金の金利決定方式
6. おわりに

◇郵便貯金に関する調査研究会・金利自由化専門委員会の中間報告書「定期預貯金金利の自由化と郵便貯金」について

郵便貯金に関する調査研究会・金利自由化専門委員会(原司郎座長)は、6月8日、「定期預貯金金利の自由化

と郵便貯金」についての中間報告書をまとめた。同報告書では、定期預貯金金利の自由化の方法について、現行小口MMCの金利決定方式を抜本的に見直した新型市場金利連動型預金(新MMC)を直ちに創設し、今秋以降順次新MMCのうち一定額以上の部分について自由化を行っていくべきとしているほか、定期預貯金金利自由化後の定期郵便貯金金利については、郵便貯金事業が独立採算を維持し、事業として経営責任を果たしつつ、一方で民間金融機関の金利に配慮しながら決定されるべきであると述べている。本報告書の構成は以下のとおり。

はじめに

1. 預貯金金利自由化の現状と課題
2. 預貯金金利自由化の意義
3. 郵便貯金の自由化への対応
4. 預貯金金利自由化の全体像と進め方
5. 定期預貯金金利自由化後の郵便貯金

おわりに

◇「我が国資本輸出をめぐる諸問題について」の外国為替等審議会・国際金融取引における諸問題に関する専門部会の中間報告書について

外国為替等審議会・国際金融取引における諸問題に関する専門部会(大場智満部会長)は、5月29日、「我が国資本輸出をめぐる諸問題について」の中間報告書をまとめた。

本報告書の構成は以下のとおり。

はじめに

- I. 世界の資金フローと我が国資本輸出をめぐる諸問題
 1. 1980年代の世界の資金フロー
 2. 我が国経常収支の動向と今後の展望
 3. 我が国資本輸出の現状
 4. 我が国先進国向け資本輸出の現状と諸問題
 5. 我が国から開発途上国への資金フローの現状と諸問題
 - II. 我が国資本輸出の今後の在り方
 1. 我が国資本輸出の特徴
 2. 開発途上国への民間資金フロー円滑化の方策
- 結 び

◇「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」の企業会計審議会第一部会の報告書について

企業会計審議会第一部会(新井清光会長)は、5月29日、「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」の報告書をまとめた。本報告書の構成は以下のとおり。

前文

第一部 先物・オプション取引に係る時価情報の開示に関する意見書

1. 時価情報開示の必要性
2. 先物・オプション取引に係る時価情報開示基準
3. 市場性ある有価証券に係る時価情報開示基準

第二部 先物取引に係る会計処理に関する中間報告

1. 中間報告の性格等
2. 先物取引に係る会計処理
3. 先物取引に係るヘッジ会計

◇「保険事業の役割について」の保険審議会総合部会報告について

保険審議会総合部会(青山俊部会長)は、5月16日、部会報告「保険事業の役割について」をまとめ、6月1日保険審議会総会に報告した。同報告では、経済・社会環境、金融の変化等に対応するため、保険事業を利用者の立場、国民経済の見地、国際性、の三つの視点から見直すことを提言しており、具体的項目としては、①生・損保の相互乗り入れの推進、②保険会社の周辺金融関連業務への参入の在り方、③保険事業への新規参入の検討、④料率面の競争促進、⑤会社形態を含めた保険事業運営体制の在り方等を挙げている。同報告書の構成は以下のとおり。

はじめに

1. 保険事業を取り巻く環境の変化
2. 保険事業の見直しに関する視点
3. 今後の保険事業の課題
4. 保険事業の担うべき役割

◇第二回日米金融市場ワーキンググループ会合の開催

第二回日米金融市場ワーキンググループ会合が、5月21、22日東京において開催された。わが国預金金利の自由化、金融商品への課税見直し問題などについて討議が行われた。

◇政府税制調査会、「土地税制見直しの基本課題」を発表
政府税制調査会の土地税制小委員会(石弘光小委員長)は、5月29日、「土地税制見直しの基本課題」と題する文書をまとめ、発表した。その概要は以下のとおり。

1. 土地問題の所在

現下の土地問題は、地価高騰による資産格差の拡大と、土地利用の不均衡あるいは非効率の問題の二つに集約できると考える。

2. 土地問題の原因

土地問題は、人口・経済活動等の大都市圏への集中や、土地の資産としての有利性を背景とした土地神話、短期的には金融緩和を背景とした投機的取引、より根本的には土地の利用に関する国民的コンセンサスの欠如、また過去にとられた土地対策の総合性の欠如などが複合的に作用したことにより生じたものであり、これらを総合的に視野に入れた対策を必要とする。

3. 土地問題に対処する際の優先的目標

2.を踏まえると以下の2点が優先的目標。

- (1) 資産格差の拡大に適切に対処していくこと。
- (2) 国土全体および大都市圏の中で、それぞれ投機的取引の抑制を図りながら土地の有効利用を促進していくこと。

4. 土地政策の総合的推進

土地税制の総合的な見直しとともに、以下のような政策が整合的に実施されることが不可欠。

(1) 総合的な国土利用政策の推進

国土全体を有効に利用するため、長期的視点に立った国土利用計画の策定、経済のソフト化・サービス化に対応した産業立地政策などを、広域的調整や施策相互間の連動性に配慮しつつ総合的に進める。

(2) 都市計画等の土地利用規制の活用

都市計画等の土地利用規制については、用途に応じてよりきめ細かな用途指定等を行っていくとともに、容積率等の緩和を図る、また遊休地の利用促進を図る制度および土地の最低利用限度を定める制度の改善・拡充を検討する、さらに大都市圏の農地についても、そのあり方を再検討する。

(3) 投機抑制のための土地取引規制等

投機的取引抑制のため、監視区域制度、規制区域制度の土地取引規制を適切に運用していくとともに、土地関連融資規制をはじめとする金融面での配慮を継続する。

(4) 土地に関する情報の整備

土地の合理的な利用、土地政策の的確な企画・実施、土地税制の適切な執行に資するなどの見地から、土地の取引や所有の状況、地価の評価や動向等に関する情報の整備と一般のアクセス確保を図る。

(5) その他の施策の推進

公共的基盤整備の促進のため取用制度の一層の活用を図る、借地・借家法の早急な見直しを行う、国公有地等の活用を図るなど、土地に関連するその他の諸施策を推進する。

5. 土地税制見直しの視点

土地税制の見直しは以下の2つの視点から進められるべき。

(1) 資産に対する適正な課税

経済・社会の健全で均衡ある発展あるいは税制への信頼感の確保のためには、課税の公平の観点から土地という資産に対し適正な税負担を求めることが極めて重要である。土地は、公共投資や経済活動の集積などの外部的要因により資産価値が上昇するという性格を有することから、開発利益を吸収するという観点からも適正な課税が求められるべきである。

(2) 土地政策の一環としての土地税制

税制は土地政策の中の極めて重要な手段の一つとして然るべき役割を果たす必要がある。

土地政策の一環としての土地税制の主たる狙いは、土地の資産としての有利性を減殺することを中心に、投機的な土地取引を抑制しながら土地の有効利用の促進を図ることにある。

◇長期貸出最優遇金利の引下げについて

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険会社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、5月28日から実施した(5月25日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	7.6	7.9

◇長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、6月債から実施した(長期国債は5月23日、政府保証債、公募地方債は5月24日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	6.4	6.6
	発行価格(円)	100.97	99.57
	応募者利回(%)	6.242	6.671
政府保証債	表面利率(%)	6.5	6.8
	発行価格(円)	99.50	99.00
	応募者利回(%)	6.582	6.969
公募地方債	表面利率(%)	6.5	6.9
	発行価格(円)	99.25	99.50
	応募者利回(%)	6.624	6.984

◇金融債の発行条件改定

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、6月債から実施した(5月25日発表)。

利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年物	表面利率(%)	6.7	7.0
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	6.700	7.000
3年物	表面利率(%)	6.6	6.9
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	6.600	6.900

◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引下げについて

(1) 信託銀行7行は、5年ものの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、6月6日以降募集分より実施した(5月25日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	5年ものもの	6.72	7.02

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、6月6日以降受託分より実施した(5月25日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年以上のもの	6.6	6.9

◇政府系金融機関の貸出基準金利引下げについて

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引下げ、5月28日から実施した。

政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
日本開発銀行 中小企業金融公庫 国民金融公庫 環境衛生金融公庫	7.6	7.9

◇個別銀行のラジオ広告解禁について

全銀協では、個別銀行の電波広告の自粛を申し合わせていた「広告に関する留意事項」を一部改正(3月20日)した。これによって、6月1日、個別銀行のラジオ広告が全面的に解禁された。

◇日本銀行、国債関係事務の対外接続オンライン処理を開始

日本銀行は、5月28日、国債決済システムの効率化、安定化を図るため、日本銀行金融ネットワークシステムによる国債関係事務の対外接続オンライン処理を開始した。その概要は以下のとおり。

日銀ネットにより処理される国債関係事務の概要

対象事務	
国債登録関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン先は、日銀ネットを利用して移転登録(登録国債の名義書き換え)を行うことができる。また登録国債の受払残高等に関する照会を行うことができる。 ○ 日銀は、オンライン先に対し、日銀ネットを通じて受払残高等に関する通知を行う。
国債振替決済関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン先は、日銀ネットを利用して振込国債の口座振替指図、登録国債による寄託・返還(登録国債 ↔ 振込国債のコンバージョン)請求を行うことができる。また振込国債の受払残高等に関する照会を行うことができる。 ○ 日銀は、オンライン先に対し、日銀ネットを通じて受払残高等に関する通知を行う。
国債発行関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン先は、日銀ネットを利用して短期国債、中期国債、超長期国債の入札発行への応募を行うことができる。また既発行国債の発行条件等に関する照会を行うことができる。 ○ 日銀は、オンライン先に対し、日銀ネットを通じて入札発行のオファーの通知および入札発行の募入決定の通知を行う。

◇日本銀行の組織変更について

日本銀行は、5月28日、内外金融経済環境が著しい変貌を遂げる中で、「通貨価値の安定」と「信用制度の保持育成」という日本銀行の使命の遂行を確かなものとし、併せて各種業務の効率的で円滑な運営を図るため、組織の再編を行った。これにより、本店組織は16室局研究所と従来(18室局研究所)比1局1室の削減となった。

日本銀行本店組織変更の概要

